

東京都内部統制基本方針の策定について

1 地方自治法の一部改正(平成 29 年 6 月改正・令和 2 年 4 月 1 日施行)

(1)改正概要 (第 150 条)

◆財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等

○都道府県知事及び指定都市の市長は、

- ・ 内部統制に関する方針を定め、公表
- ・ 定めた方針に基づく内部統制の整備・運用
- ・ 毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付けて議会に提出・公表

2 内部統制に関する方針(東京都内部統制基本方針)の概要

(1)目的

○財務に関する事務の適正な管理・執行に着実に取り組むとともに、規程等の整備・運用状況について、内部統制評価報告書として都議会に提出し、公表することにより、信頼される都政の実現を目指す。

(2)対象事務

○知事が担任(知事部局)する事務のうち、財務に関する事務(区分:会計・物品・契約・財産)

(3)取組内容

○従来からの財務に関する事務の適正な管理・執行に向けた取組を制度化

段階	取組内容
整備	* 基本方針の策定(初年度) ・ 事務の適正な管理・執行の基盤となる全庁的な組織構造等を規程等に明文化 ・ 財務に関する事務処理の誤りを未然に防止する手順等を規程等に明文化
運用	・ 規程等に則った事務の適正な管理・執行を日々励行
評価	・ 規程等の整備状況、事務の運用状況を確認し、不備あれば是正・改善 * 評価結果を取りまとめて内部統制評価報告書を作成 (評価手続、内部統制の有効性、重大な不備があった場合は不備の是正に関する事項等)
公表	* 内部統制評価報告書に監査委員の意見を付けて議会提出・公表 (初回は令和3年度秋予定)

*は法定された新たな取組

(4)推進体制

役割	職
内部統制最高責任者	知事
内部統制最高責任者代理	副知事(総務局担当)
内部統制の実務的な責任者	総務局長

部署	役割
内部統制推進部局・内部統制評価部局	地方自治法に基づく内部統制を所掌
制度所管部門	所管事務について整備・運用の状況を自己評価
各局	日々の適正な業務遂行の励行、運用状況の自己評価